条例第５条第２号審査基準

条例第５条第２号

１ヘクタール未満の墓地（墓地、埋葬等に関する法律（昭和２３年法律第４８号）第２条第５項に規定する墓地をいう。）又は運動・レジャー施設である工作物の管理に必要な建築物の新築

審査基準

１　建築行為を行う者

次の各号のいずれかに該当する者であること。

一　１ヘクタール未満の墓地又は運動・レジャー施設である工作物（以下「墓地等」という。）を設置し、管理運営している者。

二　墓地等の設置について必要な他法令の許認可等が得られる見込みがあり、当該墓地等を管理運営する予定の者。

２　予定建築物の用途

予定建築物の用途は、事務室、休憩室、物置又は便所等で管理運営する上で必要な用途とする。（以下「管理施設」という。）

３　予定建築物の敷地

予定建築物の敷地は、墓地等の区域内であること。

４　予定建築物の規模

管理施設の延べ床面積は、１００平方メートル以内であって、墓地等を管理するために必要最小限の規模とする。

５　都市計画との調整

総合計画等の土地利用計画に支障がないこと。

６　開発区域から除く区域

都市計画法施行令第２９条の９第６号に掲げる区域は、想定浸水深が最大３．０ｍ以上である土地の区域（避難場所・避難経路の認識等、安全上及び避難上の対策が講じられているものは除く。）とする。

7　その他

　既存の墓地等と管理施設の建築敷地の合計が１ヘクタール以上となる場合は、第２種特定工作物に該当する。

　他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。